

秦野市健康増進計画（第5期）計画について

1 趣 旨

健康増進法第8条に規定される市町村健康増進計画である秦野市健康増進計画（健康はだの21）は、現在、第4期計画を推進していますが、今年度末をもって計画期間が終了するため、全計画の取組を継続し、より実効性のある健康づくりを推進するため、第5期計画を策定するものです。

2 経 過

(1) 計画の変遷

- ア 平成14年10月 秦野市健康増進計画（健康はだの21）を策定
- イ 平成20年 3月 同第2期計画を策定
- ウ 平成25年 3月 同第3期計画を策定
- エ 平成30年 3月 同第4期計画を策定

(2) 第5期計画案の検討

- ア 昨年 7月27日 第1回秦野市健康増進計画検討委員会開催
- イ 同 10月19日 第2回同委員会開催
- ウ 同 11月20日 第3回同委員会開催

3 概 要

(1) 基本理念

誰もが健康で 人とつながり 地域とつながり 共に支えあうまち
「はだの」

(2) 総合目標

市民との協働による「健康寿命の延伸」「生活の質の向上」

(3) 基本方針

- ア 健康を支援する環境整備（社会的つながり）
- イ 健康の維持向上のための生活習慣の改善と個人の行動変容（栄養・食生活、身体活動・運動、こころの健康・休養、喫煙、歯・口腔、感染症）
- ウ 生活習慣病の発症予防と重症化予防（がん、生活習慣病）

(4) 計画期間

令和6年度～令和12年度（7年間）

(5) 特 徴

第4期計画の取組を継続し、人生100年時代の健康長寿に向けた取組の指針として、①ライフステージごとの行動目標を設定し、ライフコースに

沿った特有の健康づくりを意識する、②歩くなどの運動器の障害（ロコモティブシンドローム）、体格指数におけるやせや肥満、メンタル面の不調の予防など、生活機能の維持・向上を含めることの2点を加えました。